

情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、駒ヶ根市の建設工事における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事におけるCALS/ECの推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

(情報共有システムの定義)

第2条 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、工事の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

(対象工事等)

第3条 情報共有システムを利用する対象の範囲は、建設工事（建築工事を除く。）とし、実施については受発注者間の協議により決定する。

(情報共有システムの仕様)

第4条 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(情報共有システムの実施内容)

第5条 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- ① 受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し
- ② 現場状況の共有
- ③ 確認・立会依頼
- ④ その他 システムで利用可能な項目

(積算の取扱い)

第6条 情報共有システムの利用に要する登録料及び利用料である費用は、積算上の共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(協議確認事項)

第7条 情報共有システム利用にあたっては、工事等の着手時に、受発注者間で以下の内容について、協議・確認を行う。

- ①情報共有の方法（使用システムの種類、ルール等）
- ②情報共有対象書類（工事打合せ簿、週間工程表等）

- ③情報共有の参加者（発注者、受注者）
- ④その他、必要事項

（その他）

第8条 システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- ①最新のウイルス対策ソフトを導入する。
- ②OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- ③ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

附 則

（適用期日）

この要領は、令和6年4月1日から適用する。